

# 大同ネットバンキングサービスご利用規定 〈法人・個人事業者向け〉

〈法人・個人事業者向け〉 大同ネットバンキングサービスご利用規定は、大同信用組合（以下「当組合」といいます。）が、〈法人・個人事業者向け〉大同ネットバンキングにて提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して定めたものです。本サービスの申込人（以下「契約者」といいます。）は、本利用規定の内容を理解した上で本サービスを利用することを承諾して申込むものとし、当組合がこれを承認して本サービスを提供するに際しては、当組合と契約者の間に以下の規定が適用されるものとします。

## 1. サービスの内容

本サービスでは、インターネットに接続するパーソナルコンピューター等（以下「端末」といいます。）を用いて以下のサービスを利用することができます。なお、申込みにより照会サービスのみ、または残高、振込振替サービスのみに限定することができます。

- 照会サービス  
残高照会、入出金明細照会、振込明細照会
- 振込振替サービス  
振込振替、税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」
- データ伝送サービス  
総合振込、給与・賞与振込

## 2. 使用できる端末

本サービスの利用は、契約者が占有・管理する当組合所定の環境を備えインターネットに接続された端末に限ります。但し、当組合所定の環境が備わっていても、契約者固有の設定がなされているなどの事情により利用できない場合があります。

## 3. 利用可能な取引の範囲

本サービスは、日本国内の取引に関してのみ利用できます。

## 4. サービスの取扱日・取扱時間

本サービスの取扱いは、当組合所定の取扱日・取扱時間内とします。但し、当組合はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。なお、当組合の責任によらない回線工事等が発生した場合は、取扱時間中であっても、契約者に連絡することなく取扱いを一時停止または中止することがあります。

## 5. 利用申込

- 申込資格  
本サービスの申込みは、当組合に契約先名義の預金口座を有し、本サービスの利用について当組合が承諾した法人および個人事業者の方に限ります。
- 申込方法  
①本サービスの利用にあたっては、本利用規定およびその他関連諸規定の内容を承認のうえ、「大同ネットバンキングサービス申込書(兼口座振替(引落)依頼書)」(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記載して当組合に提出するものとします。  
②当組合が「申込書」に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認め取扱った場合は、印鑑または「申込書」に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については当組合は責任を負いません。  
③契約者は、ご契約先の安全確保のために当組合が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した各種パスワードおよび暗証番号の不正使用・誤使用などによるリスク発生の可能性、および本利用規定の内容について了解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスの利用申込を行うものとします。
- 利用するサービスの選択  
契約者が本サービスを利用するにあたっては、利用するサービスを「申込書」により届出するものとします。なお、利用するサービスを変更する場合は、当組合に対して必要事項を記載した「申込書」を提出するものとします。
- 利用口座の届出  
契約者は、本サービス利用申込時に代表口座、利用口座を「申込書」により届出するものとします。なお、利用できる口座は申込店内の当組合の指定する種類の預金で契約者名義の口座に限ります。
- 開始日  
契約者が本規定を承認のうえ「申込書」を提出し、当組合が申込みを受け、所定の手続きを行ったときから、契約者と当組合との間で本規定の効力が発生するものとします。なお、サービスの開始は、当組合より契約者あてに送付する「大同ネットバンキングサービスご利用開始のお知らせ」が到達した時点からとします。

## 6. 利用手数料

- 本サービスの利用にあたっては、当組合所定の利用手数料（以下「基本手数料」といいます。）を頂きます。なお、振込手数料等は別途必要です。
- 当組合は基本手数料を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。基本手数料以外の本サービスに係る手数料についても、契約者に事前に通知することなく改定する場合があります。
- 基本手数料は、申込月の翌月から解約日の属する月まで支払うものとし、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書または当座小切手の提出を受けることなしに、当月分を当月の当組合所定の日に代表口座から自動的に引落しします。
- 契約期間の途中での解約もしくはサービスの全部および一部停止の場合でも、基本手数料は払戻しいたしません。

## 7. 本人確認

- 本サービスをご利用いただく際の本人確認方法には、「ID・パスワード方式」及び「電子証明書方式」があります。
  - ID・パスワード方式  
ログインID及びログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式
  - 電子証明書方式  
電子証明書及びログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式  
「ID・パスワード方式」「電子証明書方式」の選択は、申込書にて行っていただきます。なお、本サービスのご利用にあたっては、電子証明書方式を推奨いたします。
- 当組合は、当組合が受信した本人確認のための「ログインID」又は「電子証明書」と「ログインパスワード」・「確認用パスワード」・「照会用暗証番号」・「振込振替暗証番号」・「承認暗証番号」・「確認暗証番号」・「ワンタイムパスワード」(以下「パスワード」といいます。)と当組合に予め設定されているパスワード等との一致の確認、その他当組合が定める方法により本人確認を行います。
- 契約者から送信されたパスワード等と当組合に登録されているパスワード等とが一致しなかった場合は、取引の依頼が行われなかったものとみなします。
- 利用に際して必要なパスワード等、その他本人確認方法、設定方法等は当組合が定めるものとし、当組合が必要とする場合、変更することができます。

## 8. 電子証明書

- 電子証明書方式の場合、当組合が発行する電子証明書を当組合所定の方法により、契約者のパソコンにインストールするものとします。（この際、「ログインID」が電子証明書のインストールのために必要となります。）
- 電子証明書は当組合所定の期間（以下「有効期間」といいます。）に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当組合所定の方法により電子証明書の更新を行うものとします。なお、当組合は契約者に事前に通知することなく、電子証明書のバージョンを変更する場合があります。
- 本契約が解約された場合、電子証明書は無効となります。
- 電子証明書をインストールした端末を譲渡、廃棄する場合、契約者は当組合が所定の方法により電子証明書の失効処理を行うものとし、契約者がこの処理を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他事故が発生しても、それによって生じた損害について、当組合は責任を負いません。新しい端末にて電子証明書を利用する場合は、当組合所定の方法により電

子証明書の再発行を受けていただく必要があります。

## 9. 暗証番号・パスワードの届出

- 契約者は本サービスの利用に際して、当組合所定の申込書により、ログインパスワード及び各種暗証番号を届出するものとします。
- パスワード等を指定する場合は、生年月日や電話番号等、第三者から推測可能な番号又は記号の指定は避けるとともに、契約者の責任において適切な番号又は記号を指定し厳重に管理するものとし、それらの番号又は記号の指定や管理状況について当組合は責任を負いません。
- ログインパスワード及び確認用パスワードは安全のために定期的な端末より変更してください。なお、これらのパスワードが90日間変更されていない場合は、ログイン後、自動的にパスワード変更画面が端末に表示されます。
- 当組合が送付するパスワード等が記載されている文書等は契約者が厳重に管理し、他人に知られることのないよう、また紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。
- 本サービスのご利用にあたり、当組合が保有するパスワード等と異なる入力が連続して行われ、当組合所定の回数に達した場合は、その時点で本サービスの利用を停止します。本サービスを再度利用する場合は、当組合所定の手続きを取ってください。

## 10. ワンタイムパスワード

- 内容  
①ワンタイムパスワードとは、当組合が交付する専用のパスワード生成機（以下「ハードトークン」といいます。）またはスマートフォン等の携帯電話機（以下「スマートフォン等」といいます。）にインストールしたパスワードを表示するためのソフトウェア（以下「ソフトトークン」といいます。）により生成され、表示された可変的なパスワードをいいます。（ハードトークン及びソフトトークンを総称し、以下「トークン」といいます。）  
②「ハードトークン」「ソフトトークン」の選択は申込書にて行っていただきます。ハードトークンを選択された場合、当組合はハードトークンを当組合所定の方法により交付します。なお、照会サービスのみに限定した場合は、ワンタイムパスワードによる認証を行わないため、選択は不要です。  
③契約者は、当組合所定の方法でワンタイムパスワードの利用開始登録を行うものとします。  
④ワンタイムパスワードの利用開始登録後は、本サービスの利用に際し、当組合は当組合所定の箇所ワンタイムパスワードの入力を求めます。その場合には、契約者はワンタイムパスワードを正確に入力してください。入力されたワンタイムパスワードと当組合が保有するワンタイムパスワードとの一致を確認することで本人確認を致します。なお、照会のみサービスに限定した場合はワンタイムパスワードの入力を求めません。  
⑤契約者が利用期間中に、ソフトトークンとハードトークンの切替えを希望する場合には当組合所定の方法により届出を行ってください。
- トークンの管理と免責事項  
①契約者はハードトークンあるいはソフトトークンをインストールしたスマートフォン等を紛失、盗難、偽造、変造により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当組合所定の方法によって当組合に届出するものとします。利用停止の届出の前に契約者に損害が生じた場合には、当組合は責任を負いません。この届出を受けたときは、当組合は直ちに利用停止の措置を講じます。  
②トークンの有効期限は当組合が定める期限までとし、有効期限の更新は当組合所定の手続により契約者が行うものとします。なお、ハードトークン利用の契約者に対しては当組合は当該期限までに新しいハードトークンを当組合所定の方法により交付します。  
③ワンタイムパスワードおよびトークンは、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示、譲渡、貸与をしないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、当組合の責めに帰すべき場合を除き、契約者に損害が生じた場合については、当組合は責任を負いません。  
④ワンタイムパスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故により契約者に損害が生じた場合については、当組合に責めがある場合を除き、当組合は責任を負いません。但し、本規定17.に定める利用情報等の盗難等による不正な振込等により契約者の預金に損害が生じた場合、契約者は同規定に定める補償額の請求を申し出ることができます。  
⑤トークンの不具合等の事由により取引が遅延または不能となった場合、それによって生じた損害について、当組合は責任を負いません。  
⑥ハードトークンの所有権は当組合に帰属し、当組合は契約者にハードトークンを貸与するものとし、ただし、利用が終了したハードトークンは、契約者が破壊のうえ破棄してください。
- ハードトークン発行手数料  
ハードトークンの発行にあたっては、当組合所定のハードトークン発行手数料をいただきます。

## 11. 取引の依頼

- 本サービスによる取引の依頼は、本規定7.に従った本人確認の終了後、契約者が取引に必要な所定事項を当組合の指定する方法により正確に当組合に送信することで、取引を依頼するものとします。
- 当組合が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、依頼内容を端末に返信しますので、その内容が正しい場合には、当組合の指定する方法で確認した旨を端末より回答してください。この回答を当組合が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものと、当組合所定の方法で各取引の手続きを行います。
- 依頼内容の変更または取消は、契約者が当組合所定の方法により行うものとします。なお、当組合への連絡の時期、依頼内容等によっては、変更または取消できないことがあります。

## 12. 届出事項の変更

- 本サービスに関する届出事項に変更があった場合は、直ちに当組合所定の方法により届出てください。この届出は当組合の届出事項の変更手続が完了したときに有効となり、手続完了前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- 届出事項の変更届出がなかったために、当組合からの通知または、送付する書類・電子メール等が延着し、または、到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 使用端末の紛失・盗難および第三者へのパスワード漏れ等があった時は、直ちに当組合に電話等で連絡するとともに当組合所定の書面により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

## 13. 通知・確認等の方法

本サービスを利用する契約者は、当組合からの通知・確認手段として電子メール並びにインターネット上で掲示が利用されることに同意とします。当組合が通知等をインターネット上で掲示した時点で、契約者に当該通知等が到達したものとみなします。契約者は当該各種画面を閲覧する義務を負うものとし、当該画面を閲覧しなかった場合、そのために生じた損害について当組合は責任を負いません。

## 14. 取引店の変更

- 契約者の都合で取引店を変更する場合、本サービスを解約のうえ、必要に応じ取引店変更後の口座で新たに申込みを行ってください。
- 店舗の統廃合等、当組合の都合により取引店を変更する場合、原則として本契約の内容は当組合の指定する新しい取引店に引き継がれることとします。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更の手続きをしていただく場合があります。

## 15. 解約等

- 解約等  
本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。但し、解約は書面での通知により行うものとし、契約者から通知する場合は当組合所定の申込書により届出するものとします。
- 解約の効力

- ①当組合からの解約の効力は、契約者に通知が到達し、かつ当組合所定の解約処理が完了した時点から発生するものとします。当組合が届出の住所に通知した場合には、その通知が延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
  - ②契約者からの解約の効力は、当組合所定の方法により解約手続きが終了した時点から発生するものとします。
  - ③サービス利用口座が解約されたときは、その口座に関する本サービスは解約されたものとします。
  - ④当組合より郵送した「大同ネットバンキングサービスご利用開始のお知らせ」等が契約者の都合で未着となり返戻後一ヶ月を経過してもお受取りにならなかったときは、本サービスは全て解約されたものとします。
- (3) 強制解約
- 契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、当組合はいつでも事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。
- ①申込書または本規定に定める届出につき、届出または記載内容に誤りのあることが判明したとき。
  - ②支払停止、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき。
  - ③契約者の財産について仮差押、保全差押、差押、または競売手続開始があったとき。
  - ④相続の開始があったとき。
  - ⑤手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分をうけたとき。
  - ⑥住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明となったとき。
  - ⑦1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
  - ⑧基本手数料の支払いが、3ヵ月以上遅延したとき。
  - ⑨契約者の信用状態に重大な変化が生じたとき当組合が判断したとき。
  - ⑩その他、契約者がこの規定に違反した場合等、当組合が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。

## 16. 免責事項等

- (1) 次の各号の事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- ①災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由。
  - ②当組合または、金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、コンピューターおよびシステムに障害が発生したとき。
  - ③当組合の責めによらない通信機器、通信回線およびコンピューター等の障害ならびに電話・インターネットの不通等の通信手段の障害が発生したとき。
  - ④当組合以外の金融機関の責に帰すべき事由。
  - ⑤本サービスの提供にあたり、当組合が当組合所定の確認手段を行ったうえで送信者を契約者とみなし、取扱いを行った場合において、端末、パスワード等につき、偽造・変造・盗用または、不正使用その他の事故があったとき。
  - ⑥契約者が届出た書面に押印された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合に、印鑑またはそれらの書類につき偽造・変造・盗用又は不正使用その他の事故があったとき。
  - ⑦本サービスの提供に関する当組合よりの郵送物について、郵送上の事故等当組合の責によらない事由により、損害が生じたとき。
  - ⑧契約者の責によるメールアドレス入力の相違、通信障害等、当組合の責によらず、当組合からの通知が延着し、または、到達しなかったことにより損害が生じたとき。
  - ⑨当組合または、金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことによりパスワード等や取引情報などが漏洩したとき。
  - ⑩コンピューターウイルスによる損害が生じたとき。
- (2) 記録の保存
- 本サービスを通じてなされた契約者と当組合間の通信の記録並びに電子文書等は、当組合所定の期間に限り当組合所定の方法、手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当組合がこれらの記録、電子文書等を消去したことに生じた損害について当組合は責任を負いません。
- (3) 情報の開示
- 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます。)、当組合は契約者の承諾なくして当該法令、規則、命令などの定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当組合が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。
- (4) その他
- ①当組合は、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、契約者に対して何ら保証をするものではありません。
  - ②当組合は、契約者に対して、本サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。
  - ③当組合の責めに帰する場合は除き、本サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし当組合は責任を負いません。なお、当組合の責めに帰すべき事由がある場合における当組合の損害賠償責任は純粋に当該事由に起因して現実発生した直接損害に限り、当組合はいかなる場合であっても、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じた一切の損害について損害賠償の責任を負いません。
  - ④本規定の他の条項に関らず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱い等、当組合の責めによらない事由によって、当組合が本サービスの提供を行わなかった場合、もしくは誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当組合は責任を負いません。
  - ⑤契約者が本サービスを契約者自身が占有・管理する端末により利用しなかったことによつて生じた損害について、当組合は責任を負いません。

## 17. 利用情報等の盗難等による振込等

- (1) 本規定16の定めにかかわらず、契約者が、利用情報(本サービスを利用する際に必要なパスワード等、電子証明書、ログインID、その他これらに類似の情報をいう)または端末を盗難(盗取、詐取もしくは横領をいいます。)され、または紛失したことにより、第三者が契約者の利用情報を用いて不正な振込等(以下「不正な振込等」といいます。)を行い、それによって契約者の預金に損害が生じた場合であつて、次の各号すべてに該当する場合、契約者は当組合に対して後記②に定める補償額の請求を申し出ることができず、
- ①利用情報もしくは端末を盗難されまたは紛失した旨が、当組合に遅滞なく通知されていること。
  - ②当組合の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること。
  - ③当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗取等にあつたことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力していること。
- (2) 前記①の申し出がなされた場合、当組合は、利用情報もしくは端末を盗難されまたは紛失した旨の通知を当組合が受理した日の30日前以降受理日までの31日間に行われた不正な振込等にかかる損害の額に相当する金額(以下「補償対象額」といいます。)について、1契約者あたり年額2000万円を限度として補償するものとします。但し、契約者が無過失と認められない場合には、当組合は補償対象額の全部または一部について補償し兼ねる場合があります。
- (3) 次のいずれかに該当する場合には当組合は補償しません。
- ①契約者が以下の重過失がある場合。
    - A. 正当な理由なく、他人に利用情報を回答していた場合、または、他人に強要されて本サービスを使用していた場合。
    - B. 端末および通信媒体等が正常な機能を発揮しない状態での本サービスを利用していた場合。
    - C. 契約者が盗難に遭つたまたは紛失した端末等に、利用情報を保存していた場合。
    - D. 当組合が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意に利用情報を入力してしまった場合。

- E. 契約者または法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反があつた場合。
- F. 契約者の関係者(退職者も含む)又は契約者の家族等の犯行である、または犯行に加担していたことが判明した場合。
- G. 契約者が被害の状況説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- H. 当組合が推奨するセキュリティ対策を実施していない場合、または対策実施が著しく不十分である場合。

- ②戦争、地震、津波など著しい社会秩序の混乱に乗じてなされた不正な振込等によって発生した損害の場合。
- (4) 当組合が前記②に定める補償を行う場合、不正な振込等の支払原資となった預金(以下「対象預金」といいます。)について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った限度において補償は行わないものとします。また、不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (5) 当組合が前記②により補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、対象預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (6) 当組合が前記②により補償を行ったときは、当組合は当該補償を行った金額の限度において、盗取された利用情報により不正な振込等を行った者その他第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
- (7) 前記③④Hにおける当組合が推奨するセキュリティ対策は、当組合の定める方法(ホームページへの掲載等)で契約者にお知らせします。
- (8) 当組合の都合により、当組合の定める方法(ホームページへの掲載等)で契約者に周知することにより、補償の取扱いを中止または変更する場合があります。

## 18. 海外からの利用

海外からのご利用は、その国の法律、通信事情等に相違があるため取扱いできないものとします。

## 19. サービスの休止

当組合はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合、本サービスの全部または一部を契約者に事前に通知することなく休止することができます。

## 20. システムの運用委託

本サービスの提供に際してのシステムの運用管理については、(株)NTTデータならびに信組情報サービス(株)へ委託いたします。

## 21. サービス内容・規定の変更

本サービス内容または、本規定について、当組合は契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。なお、本サービスの内容および規定の変更や、本サービスの取扱いを休止および中止することにより損害が生じて、当組合は責任を負いません。

## 22. 個人情報の取扱い

本サービスの提供に際して当組合が取得した個人情報については、当組合が公表する「プライバシーポリシー」および「個人情報保護に係る業務内容ならびに利用目的について」に基づき取扱いを行います。

## 23. 関係規定の適用・準用

本規定に定めのない事項については、普通預金規定・総合口座取引規定・当座勘定規定・振込規定等により取扱いします。

## 24. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または、当組合から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 25. 譲渡・買入の禁止

本契約に基づく契約者の権利および義務の全部または一部を譲渡・買入することはできません。

## 26. 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、大阪地方裁判所を管轄裁判所とします。

## (提供サービス)

### 27. 取引照会サービス

- (1) サービスの内容
- ①取引照会サービスとは、予め登録されたサービス利用口座の残高照会および、当組合所定の期間内における入出金明細照会等の口座情報を提供するサービスをいいます。
  - ② 取引照会サービスの利用に際しては、本人確認のためのパスワード等と予め設定されているパスワード等との一致を確認し、契約者からの依頼と認めた場合には、当組合は依頼内容に基づく口座情報を当組合所定の範囲にて端末に返信します。
  - ③ 当組合が本項②により口座情報を返信したうちは、本人確認のためのパスワードの盗用、不正使用、その他の事故があつても、そのために生じた損害について当組合は責任を負いません。
- (2) 通知内容の変更等
- ①当組合が返信する口座情報は、照会時の取引処理状況等により、最新の内容が反映されていない場合があります。
  - ②当組合が返信した口座情報は、取引内容の変更等があつた場合には、当組合は契約者に通知することなく、返信済みの口座情報を訂正または取消することがあります。
  - ③当組合が返信した口座情報は、残高、入出金明細等を当組合が証明するものではなく、返信後であっても必要により、契約者に通知することなく訂正または取消等を行うことがあります。

### 28. 振込振替サービス：振込振替

- (1) サービスの内容
- ①契約者の占有・管理する端末からの依頼に基づき、予め契約者が指定した契約者名義の利用口座から振込資金、振込手数料または、振替資金(以下「振込振替資金」といいます。)を引落し、契約者の指定した日(以下「振込指定日」といいます。)に、契約者が指定した当組合または当組合の承認する他の金融機関国内支店の預金口座(以下「入金指定口座」といいます。)あてに振込通知を発信し、または、振替の処理(以下「振込振替」といいます。)を行う取引ができます。
  - ②振込指定日は依頼日当日またはその翌営業日から当組合所定の期間内の営業日に限るものとします。
  - ③利用口座と入金指定口座が同一店内にあり、かつ同一名義の場合を「振替」として取扱い、その他の場合は「振込」として取扱いします。
- (2) 振込振替の限度額
- 振込振替による1日あたりの取引限度額は、契約者が当組合に書面にて届出した金額とします。ただし、その上限は当組合所定の金額とします。なお、当組合は契約者に事前に通知することなく、契約者が書面にて届出した金額を変更しない範囲で、この上限金額を変更する場合があります。
- (3) 振込振替取引の依頼
- ①振込振替の依頼は、契約者が端末を使用し、当組合所定の時間内に予め当組合が定める方法および操作手順に基づいて送信するものとします。
  - ②当組合は、受信した本人確認のためのパスワード等と予め当組合に登録されているパスワード等との一致を確認した場合には、依頼内容を端末に返信します。契約者は、これを確認のうえ、その内容を確認した旨を回答するものとします。
- (4) 依頼内容の確定
- ①依頼内容は、当組合が受信したパスワード等と予め当組合に登録されているパスワード等

との一致を確認した時点で確定し、当組合は、依頼内容に基づいて振込振替を行います。当組合が暗証番号等の一致を確認し取扱いした場合は、暗証番号等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当組合は責任を負いません。

②依頼内容が確定したときは、本サービスの画面および、予め設定されているメールアドレス宛に送信する電子メール（以下「電子メール」といいます。）でその旨を契約者に通知します。依頼内容が確定しなかったことについて、契約者が確認しなかった場合に生じる損害については、当組合は責任を負いません。

#### (5) 振込振替の実施

##### ① 振込振替の取扱い日

###### イ. 当日扱い

依頼を受信した当日を振込指定日とした振込振替は、受付日当日に、支払指定口座から振込振替資金等を引落しのうえ、受付日当日に振込振替を取扱います。なお、当組合所定の時間以降に依頼を受付けた場合は、翌営業日の取扱いとします。

###### ロ. 予約扱い

依頼を受信した日以降の当組合所定の期間内の営業日を振込指定日とした振込振替は、振込日当日の当組合所定の時刻に支払指定口座から振込振替資金等を引落しのうえ、振込振替を取扱います。

②振込振替資金等の引落しは、預金通帳・払戻請求書または当座小切手の提出をうけることなしに、支払指定口座から自動的に引落します。引落しができなかった場合には、当該振込振替依頼はなかったものとします。

#### (6) 振込取引の取消・訂正・組戻し等

①当組合が契約者から受付した振込取引は振込指定日の前営業日の当組合所定の時刻までは取消を受付けます。なお、この時刻以降は依頼内容を変更すること（以下「訂正」といいます。）、または依頼をとりやめること（以下「取消」といいます。）はできません。

②当組合が契約者から受付した振込取引について、当組合がやむを得ないものと認め「訂正・組戻し」を受付ける場合は、当該取引の利用口座がある当組合本支店の窓口において、当組合所定の手続きによるものとします。

③変更・組戻依頼書に押印された印鑑と届出印鑑とを相当な注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは印鑑またはそれらの書類につき偽造・変造・盗用または不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

④振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または、組戻できないことがあります。尚、訂正または組戻できないことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。

⑤入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を引落した口座に入金します。なお、この場合、振込手数料は返却いたしません。

⑥振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または、依頼の取消はできません。

#### (7) 端末による依頼の取消

①振込振替予約の場合には、振込振替指定日前日の当組合所定の時刻までに端末を使用して依頼の取消を行うことができます。

② 端末による依頼の取消の取扱いについては本規定28. (6)の規定を準用します。

#### (8) 取扱手数料

①本サービスによる振込の受付にあたっては、当組合所定の振込手数料（消費税を含みます。）をいただきます。

②振込手数料は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書または当座小切手の提出をうけることなしに、当組合所定の方法により取扱います。

③本規定28. (6)に規定する組戻しの受付にあたっては、当組合所定の組戻手数料（消費税を含みます。）をいただきます。

#### (9) 残高不足の取扱い

①振込資金等が支払指定口座より払戻すことができる金額を超える場合は、振込を行いません。この場合、当組合は契約者に対し振込資金等の引落し不能の旨は通知いたしません。

②予約扱いにおいて、振込振替指定日に支払指定口座からの引落し（本サービスによるものに限ります）が複数あり、その引落しの総額が支払指定口座の支払可能残高（当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを引落すかは、当組合の任意とします。

#### (10) 取引内容の確認等

①本サービスにより取引を行った場合は、端末により、当組合所定の期間・方法によって取引内容を照合してください。なお、本サービスによる振込振替取引における領収書等は発行いたしません。

②万一、取引内容等に相違があるときは、直ちにその旨を当組合に連絡してください。

③契約者と当組合との間で取引内容に疑義が生じた場合には、当組合が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

### 29. 振込振替サービス：税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」

#### (1) サービスの内容

契約者の占有・管理する端末より税金・各種料金の払込みサービス(以下「料金払込み」といいます。)を利用して、契約者の指定する利用口座から払込資金を引落すことにより、当組合所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等(以下「料金等」といいます。)の払込みを行うことができます。

なお、料金等が、行政手数料・国税等歳入金の場合、その払込資金については、当組合が取扱いのうえ、歳入代理店である全国信用協同組合連合会が収納いたします。

#### (2) 料金払込みの限度額

①契約者の端末において、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号(納付番号)、確認番号、その他当組合所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当組合に依頼して下さい。但し、契約者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金払込みを選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が本サービスに引き継がれます。

②前項本文の照会または前項但書の引継ぎの結果として、契約者の端末の画面に表示される納付情報または請求情報を確認のうえ、当組合所定の方法で料金払込みの申込を行ってください。

#### (3) 操作方法

①契約者の端末において、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号(納付番号)、確認番号、その他当組合所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当組合に依頼して下さい。但し、契約者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金払込みを選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が本サービスに引き継がれます。

②前項本文の照会または前項但書の引継ぎの結果として、契約者の端末の画面に表示される納付情報または請求情報を確認のうえ、当組合所定の方法で料金払込みの申込を行ってください。

#### (4) 契約の成立

①料金払込みにかかる契約は、当組合がコンピューター・システムにより受信したパスワード等予め当組合で登録されているパスワード等との一致を確認して、払込資金を利用口座から引落した時に成立するものとします。

②払込資金の引落しは、預金通帳、払戻請求書または当座小切手の提出をうけることなしに支払指定口座から自動的に引落とします。

#### (5) 料金払込み不能事項

次の場合には料金払込みを行うことができません。

①停電、故障等により取扱いできないとき

②申込内容に基づき払込金額に収納機関所定の利用手数料を加えた金額が手続き時点において契約者の利用口座より払い戻すことのできる金額(当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。)を超えるとき

③1日あたりの、または1回あたりの利用金額が、当組合の定めた範囲を超えるとき

④支払指定口座が解約済のとき

⑤支払指定口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当組合が所定の手続きを行ったとき

⑥差押等やむを得ない事情があり当組合が不適当と認めたとき

⑦収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができないとき

⑧当組合所定の回数を超えて、パスワードを誤って契約者の端末に入力したとき

⑨その他当組合が必要と認めたとき

#### (6) 利用時間

料金払込みサービスの利用時間は、当組合が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当組合の定める利用時間内でも利用ができないことがあります。

#### (7) 申込みの撤回

料金払込みにかかる契約が成立した後は、料金払込みの申込みを撤回することができません。

#### (8) 領収書の発行、照会

当組合は料金払込みにかかる領収書(領収証書)を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

#### (9) 料金払込みの取消

収納機関の連絡により、料金払込みが取り消されることがあります。

#### (10) 利用の停止および再開

当組合または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金払込みの利用が停止されることがあります。税金、各種料金の払込みの利用を再開するには、必要に応じて当組合または収納機関所定の手続きを行ってください。

#### (11) 利用手数料

①料金払込みの利用にあたっては、当組合所定の利用手数料を支払っていただくことがあります。

②前号の利用手数料は、契約者の指定する口座から、通帳および払戻請求書の提出なしで引落されるものとします。

### 30. データ伝送サービス

#### (1) サービスの内容

①データ伝送サービス（以下「データ伝送」といいます。）とは、当組合に対し所定の申込手続きを完了した契約者と当組合とが総合振込、給与・賞与振込の取引に関するデータ（以下「伝送データ」といいます。）を通信回線を通じて授受するサービスをいいます。

②データ伝送が可能な伝送データの種類の、申込書により契約したデータ伝送区分の範囲とします。

#### (2) 支払口座

データ伝送サービスの支払口座は、予め当組合所定の申込書により契約者が指定した口座とします。

#### (3) 振込先金融機関の範囲

振込先として指定できるのは、当組合の本支店および「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店とします。

#### (4) 入金指定口座の確認

当組合に振込を依頼するにあたっては、事前に振込指定口座の確認を行ってください。

#### (5) 利用限度額

①総合振込、給与・賞与振込の1日あたりの振込振替金額は、予め契約者が申込書により届出たそれぞれの振込振替金額（以下「各限度額」といいます。）の範囲内とします。但し、各限度額は当組合所定の上限金額を超えないものとします。また、当組合は契約者に事前に通知することなく、契約者が書面にて届出した金額を変更しない範囲で、この上限金額を変更する場合があります。

②契約者は当組合所定の方法で各限度額を変更できるものとします。但し、契約者の指定した各限度額が変更になった場合、その時点で予めご依頼いただいている取引のうち未処理のものについては、変更後の各限度額にかかわらず実行するものとします。なお、各限度額を超えた取引依頼については、当組合は実行する義務を負いません。

#### (6) 振込指定日

##### ①総合振込

当組合宛および他行宛に振込を行う場合、平日の午後2時30分迄は翌営業日から10営業日後迄、午後2時30分以降（土・日曜日の利用も含みます。）は2営業日後から11営業日後迄が指定できます。また、振込指定の可能な期間の取扱いは契約者に通知することなく、変更することがあります。

##### ②給与・賞与振込

当組合宛に振込を行う場合、平日の午後2時30分迄は2営業日後から10営業日後迄、午後2時30分以降（土・日曜日の利用も含みます。）は3営業日後から11営業日後迄が指定できます。また、他行宛に振込を行う場合、平日の午後2時30分迄は3営業日後から10営業日後迄、午後2時30分以降（土・日曜日の利用も含みます。）は4営業日後から11営業日後迄が指定できます。また、振込指定の可能な期間の取扱いは契約者に通知することなく、変更することがあります。

#### (7) 振込依頼

振込依頼の取扱いについては、本規定28. (3)の規定を準用します。

#### (8) 依頼内容の確定

依頼内容の確定の取扱いについては、本規定28. (4)の規定を準用します。

#### (9) 振込依頼内容の取消・訂正・組戻し等

依頼内容の取消・訂正・組戻し等の取扱いについては、本規定28. (6)の規定を準用します。

#### (10) 取扱手数料

振込手数料および組戻手数料の取扱いについては、本規定28. (8)の規定を準用します。

#### (11) 振込資金・振込手数料の引落としと振込処理

①総合振込は振込日当日の当組合所定の時刻、給与・賞与振込は当組合所定の日時に振込資金等を引落しのうえ振込を行います。

②振込資金等は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書または当座小切手の提出を受けることなしに、当組合所定の方法により取扱います。

#### (12) 残高不足の取扱い

①振込資金等が当組合所定の日時に指定口座より払戻すことができる金額を超える場合は振込を行いません。この場合、当組合は契約者に対し振込資金等の引落し不能の旨は通知いたしません。

②振込振替指定日に支払指定口座からの引落し（本サービスによるものに限られません）が複数あり、その引落しの総額が支払指定口座の支払可能残高（当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを引落すかは、当組合の任意とします。

#### (13) 取引内容の確認等

取引内容の確認の取扱いについては、本規定28. (10)の規定を準用します。

以上

平成30年5月7日改正